七 第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局、多重放送をする無線局及び基幹放送以外の放送をする無線局（三の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）	第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をするもの及び多重放送をするもの				四百円
	その他のもの				千八百円
八 実験等無線局及びアマチュア無線局					三百円
九 その他の無線局	四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	第百三条の二第十五項第二号に掲げるものであつて、五十四メガヘルツを超え七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの（当該無線局の免許人が市町村（特別区を含む。）であるものに限る。）	住民に対して災害情報等を直接伝達するために無線通信を行うものであつて、専ら一の特定の無線局（第百三条の二第十五項第二号に掲げるものであつて、五十四メガヘルツを超え七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものに限る。）のみを通信の相手方とするもの		六百円
			その他のもの		一万九千百円
		その他のもの			四万六千六百円
	四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	多重放送の業務の用に供するもの			四万六千六百円
		その他のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		四万六千六百円
			使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	五百六十三万六千四百円
				設置場所が第二地域の区域内にあるもの	二百八十二万八千七百円
				設置場所が第三地域の区域内にあるもの	五十八万二千三百円
				設置場所が第四地域の区域内にあるもの	二十万七千九百円
	三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	放送の業務の用に供するもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの		二千八十四万七千七百円
			設置場所が第二地域の区域内にあるもの		千四十二万四千百円
			設置場所が第三地域の区域内にあるもの		二百八万五千三百円
			設置場所が第四地域の区域内にあるもの		二十九万八千四百円
		その他のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		四万六千六百円
			使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	五百六十三万六千四百円
				設置場所が第二地域の区域内にあるもの	二百八十二万八千七百円
				設置場所が第三地域の区域内にあるもの	五十八万二千三百円
				設置場所が第四地域の区域内にあるもの	二十万七千九百円
			使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを超え三百メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	一億八千三百九万四千五百円
				設置場所が第二地域の区域内にあるもの	九千百五十五万七千四百円
				設置場所が第三地域の区域内にあるもの	千八百三十六万五千五百円
				設置場所が第四地域の区域内にあるもの	六百十九万八千円
			使用する電波の周波数の幅が三百メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	四億五千二百六十五万千四百円
				設置場所が第二地域の区域内にあるもの	二億二千六百三十二万六千円
				設置場所が第三地域の区域内にあるもの	四千五百三十二万千三百円
				設置場所が第四地域の区域内にあるもの	千五百十八万三千百円
	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの				一万九千百円

備考
一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。
二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。
三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県の区域（第四地域を除く。）をいう。